

本日の構成

- 1、風土記とは
- 2、ここまでわかった『出雲国風土記』
—注釈書の刊行—
- 3、『出雲国風土記』を読み解く
—「正倉」を手がかりに—

風土記とは

諸国



「出雲国風土記」の完成は天平5年(733)で、唯一完成した年が正確にわかっています。

常陸： 720年頃
播磨： 715年頃
豊後：732～739年頃
肥前：732～739年頃

713年

編さん
命令

撰上



都・朝廷

〈風土記撰進の命令の内容〉

- 一、地名に好ましい漢字を用いなさい
- 一、物産品目を報告しなさい
- 一、土地の肥え具合を報告しなさい
- 一、山川原野の名と、その由来を報告しなさい
- 一、古老が伝える土地の伝承を報告しなさい

風土記撰進命令(713)の時代

- 調庸制の改訂
- 丹後国・美作国・大隅国の建国
- 新たな郡の設置、郡司の任用制度の変更
- 美濃国と信濃国間の交通路を作る



地方統治に関わる政策が連続
地方の実情を正しく把握する必要

風土記編纂の背景

『続日本紀』 風土記撰進命令 (国立公文書館デジタルアーカイブ)

焉○五月甲子畿内七道諸國郡郷名著好字
其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具
録色目及土地浚墾山川原野名号所由又古
老相傳舊聞異事載于史籍言上○已巳制夫

『出雲国風土記』の特徴

廣嶋

國造 帶意字郡大領外正六位上 勲業出雲臣

金太理

天平五年二月卅日 勅造 秋鹿郡人神宅臣

『出雲国風土記』

古代文化センター本

- 出雲地域の有力者である国造が編纂
→ 『常陸国風土記』は朝廷から派遣されてきた国司が編纂
- 天皇がほとんど登場しない
→ 他国の風土記では頻繁に登場
- 399もの神社の記載
→ 現存する風土記では『出雲国風土記』のみにみえる

行政文書としての風土記

- ・ 国引き神話をはじめとする神話・伝承が多く記され、文学作品として注目される



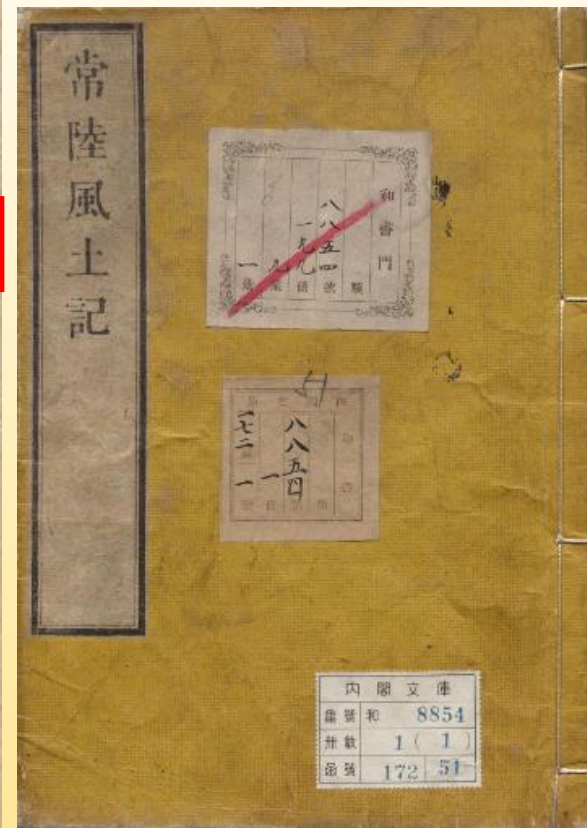
行政文書として作成された文書であることに注目

- ・ 『常陸国風土記』…「常陸国司解し申す」



「解」は上申文書の様式

ヒシチノクニツカサゲ
常陸国司解
マラス
申古老相傳舊聞事

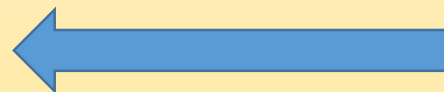


『常陸国風土記』
(国立公文書館デジタルアーカイブ)

不可解な郡司の順序

- 郡司は上から大領・少領・主政・主帳の四等官制
- 風土記によれば、主帳・大領・少領・主政の順
- 文書の書式について定めた公式令によれば「解」の記載順は次の通り

○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
大領 ○ ○
少領 ○ ○
主帳 ○ ○
主政 ○ ○



郡司からの「解」が国府でまとめられる際に、風土記のような順番に改められたか。

行政文書としての風土記

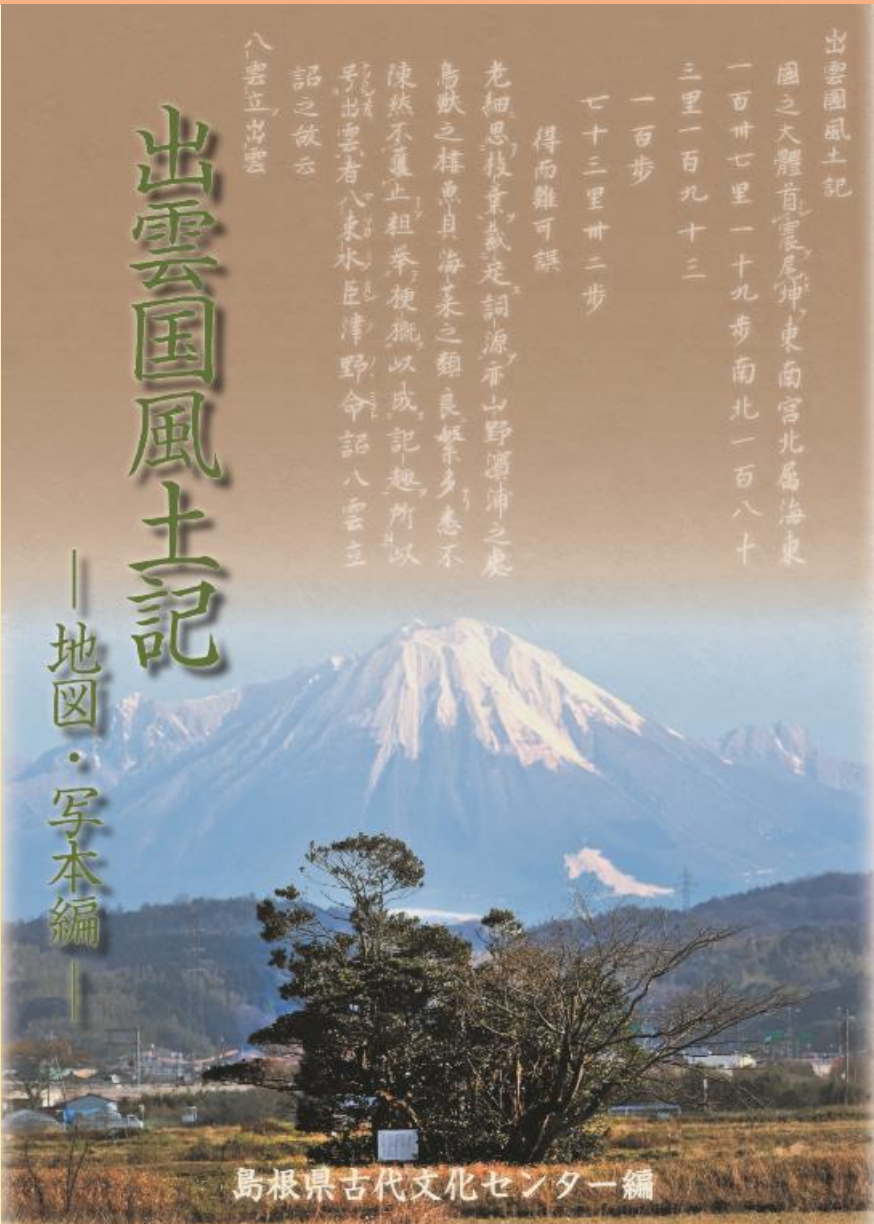
郡司 主帳 無位出雲臣

大領 外正六位下 社部臣

少領 外従六位上 社接石若

主政 従六位下 勲業蝶朝臣

地図・写本編(2022年3月)



八雲立出雲

出雲国風土記

— 地図・写本編 —

島根県古代文化センター編

出雲国風土記

國之大體首震尾坤東南宮北屬海東

一百廿七里一十九步南北一百八十

三里一百九十三

一百步

七十三里廿二步

得而難可謀

老細思技章載廷詞源亦山野瀨浦之處

鳥獸之樺魚貝海菜之類良繁多悉不

陳然不遺止粗舉梗概以成記趣所以

乎出雲者八東水臣津野命詔八雲立

詔之故云

出雲国風土記

— 地図・写本編 — 島根県古代文化センター編

八木書店



ISBN978-4-8406-2253-0
C3021 ¥8000E

八木書店
定価(本体8,000円+税)



9784840622530
1923021080006



天乎五年二月廿日勅造秋鹿郡人相宅臣
金太理
廣嶋
國造帶意字郡大領外正六位上勲業出雲臣

口 繪
目次・例言

地図編

配景図

本編

飯石郡三經図

出雲国全体図

地図索引

写本編

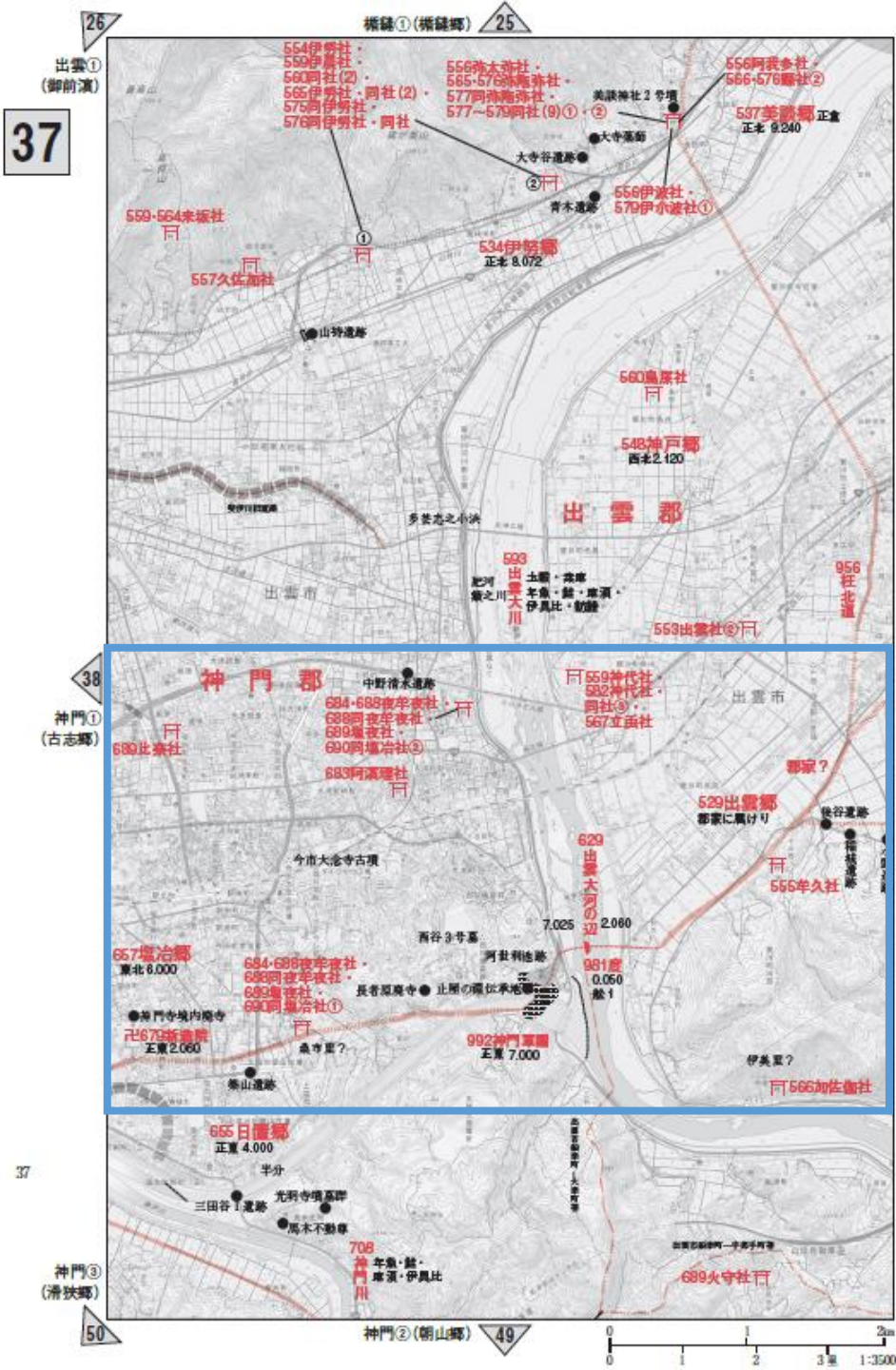
本編

補注

奥書等

特論編

「出雲国風土記」の交通路(中村太二)



・ 現代の地図の上に風土記の登場地を記載
 ・ 遺跡や関連地名の位置も把握可能

地図編

写本	特徴
細川家本	書写年(1597年)の判明する最古の写本
倉野家本	細川家本と近似した字体で記され、古態を残すとされる写本
蓬左文庫本	尾張徳川家の文庫に伝えられた写本
日御碕神社本	蓬左文庫本を徳川義直が書写させ、出雲国の日御碕神社に奉納した写本
古代文化センター本	島根県古代文化センターが購入した写本
出雲風土記鈔本	『出雲国風土記』の最古の解説書である、岸崎時照の著した『出雲風土記鈔』の本文
万葉緯本	今井以閑が万葉集関係の文献を収集した三手文庫本『万葉緯』に収められた『出雲国風土記』

校訂・注釈編 (2023年3月)

所以乎桓楚者神龜會詔五十尼天小桐宮也觀
橫額至十華格紀持身百八十結而下与此天御
皇神与所造天下天神之官造奉請与獨子天鄉
鳥會桐郡焉与天下給之介時退下求生与大神
宮御鑿指造給可是也仍至今桐持造而奉出皇
神樂故云桓楚

ISBN978-4-8406-2262-2
C3021 ¥5000E
八木書店
定価 (本体 5,000 円+税)



口 絵
目次・例言

総論

風土記の編纂と『出雲国風土記』の成立(佐藤信)
史料としての『出雲国風土記』(荒井秀規)
『記載文学』としての『出雲国風土記』の文学性(伊藤剣)
『出雲国風土記』の神話の性格(山村桃子)
『出雲国風土記』の写本と写本系統(高橋周)
近世・近代における『出雲国風土記』の
受容と研究(野々村安治)

総説

校訂本文
読み下し文
補注
参考文献
本文索引

出雲国風土記

校訂・注釈編 | 島根県古代文化センター編

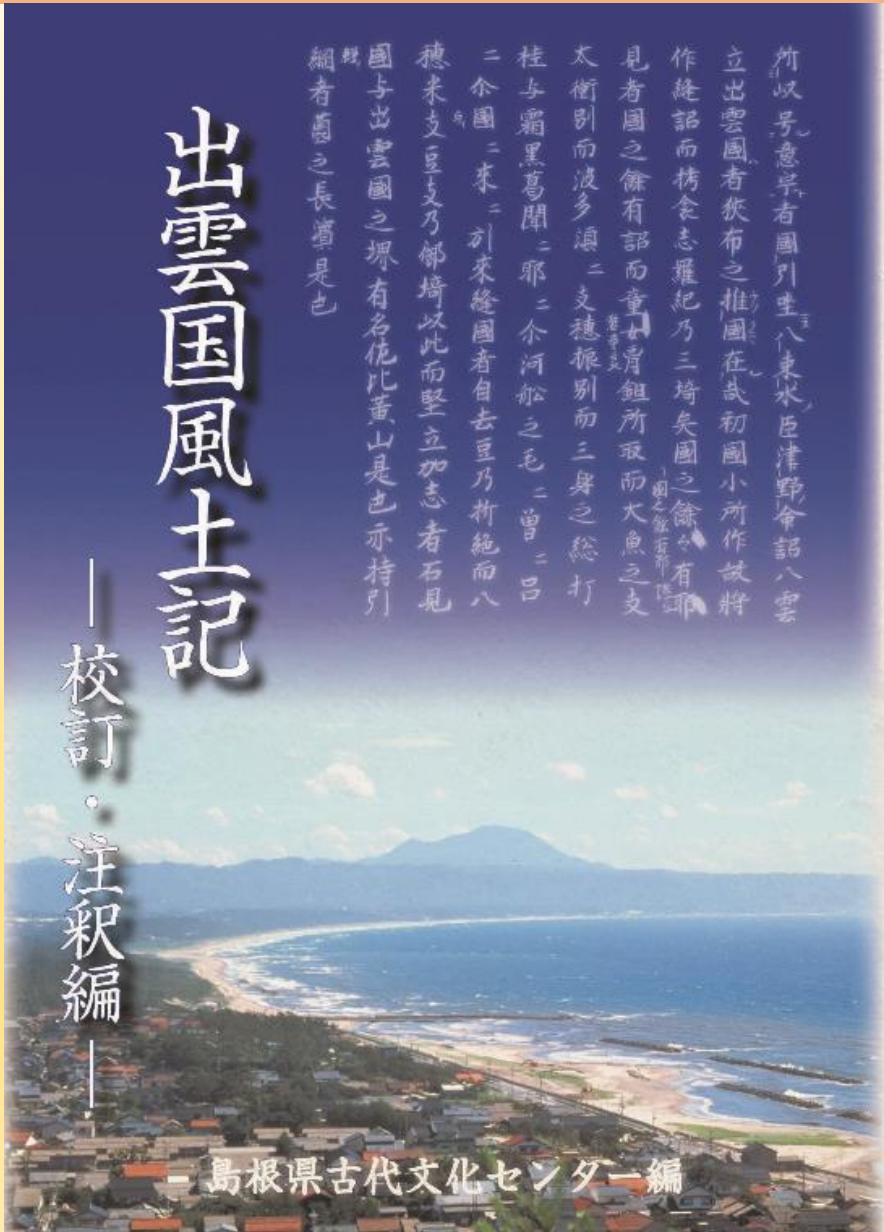
八木書店

所以乎意字者國引坐八東水臣津野命詔八雲
立出雲國者狹布之推國在武初國小所作故將
作縫詔而携食志羅紀乃三埜矣國之餘分有耶
見者國之餘有詔而童^童肩^肩鈕^鈕所取而大魚之支^支
大術別而波多頰^{波多頰}支穗振別而三身之總打
桂与霜黑葛聞^耶二介河船之毛^毛二曾^曾二呂
二介國^{二介國}二求^{二求}引來縫國者自去豆乃折絶而八
穗米支豆支乃郁埜^{郁埜}以此而堅立加志者石見
國与出雲國之堺有名佐比黃山是也亦持引
綱者^{綱者}爾之長濱是也

出雲国風土記

校訂・注釈編

島根県古代文化センター編

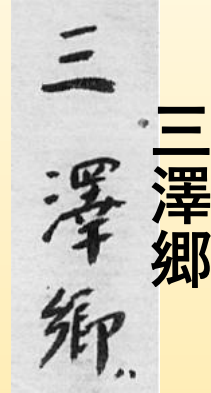


校訂本文の作成

- 本文校訂…写本を比較し本文を確定
- 基準となる「底本」は**細川家本**
- **細川家本**…現存する写本の中で、書写年代(慶長2年(1597))が明らかな最古の写本。細川幽斎が徳川家康所持本を書写

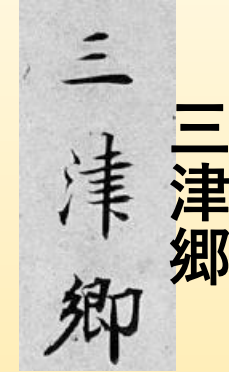
※日本古典文学大系『風土記』（岩波書店）は**万葉緯本**が底本

風土記鈔



三澤郷

古代セン



三津郷

倉野家



三津郷

堀坂山 郡家正西冊一里 有杉？

堀坂山郡家正西冊一里 有杉

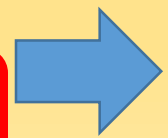
『出雲国風土記』 倉野家本 (個人蔵)

飯石郡 堀坂山の杉？

- 出雲風土記鈔本や万葉緯本に「杉」とある
- 万葉緯本が底本である注釈書のみならず、細川家本を底本とする注釈書でも「杉」
- 細川家本の文字自体は「枚」



有杉



従来は写本の文字よりも文脈を重視

島根郡 夕コ島(大根島)の「枚」

- ここにも「枚」とあるが、古代史料において「枚」は「牧」と通用しているため、「牧」と解釈されている
- 牧で飼育された馬は朝廷に献上されたり、諸国の軍団で利用されてたりする

虫居 虫者 嶋周 一十八里 一百歩高三丈

(倉野家本)



(中略)

枚 即有



堀坂山の牧？

- 堀坂山にも「牧」があった可能性

『小右記』長元2年（1029）8月2日条

7月8日に飯石郡須佐郷牧田村で雪が降った。
2寸（約6cm）ほど積り、「野山草木」が被害にあった。

- 牧田村の「野山草木」は堀坂山の「牧」と関係があるか

細川家本の通り「枚（牧）」と解釈して
問題ない

『小右記』（国立公文書館デジタルアーカイブ）

右得平飯石郡司今日解状講以去日未時

尚那須佐郷牧田村忽雪降但田三町餘并

須佐郷牧田村

雪降

野山草木悉損已至予他所查損志言上如

野山草木

長元二年七月十一日

降る

交通路



• 出雲国風土記において、交通路は2カ所に記される

①各郡…意宇郡・島根郡・秋鹿郡
楯縫郡・出雲郡・神門郡
飯石郡・仁多郡・大原郡

②卷末

• ①と②で同一経路が記されていても、距離が異なる場合がある

• 「枉北道」の楯縫郡と出雲郡の郡堺～出雲郡家までの距離

① 14里220歩

② 10里220歩

風土記は完璧？

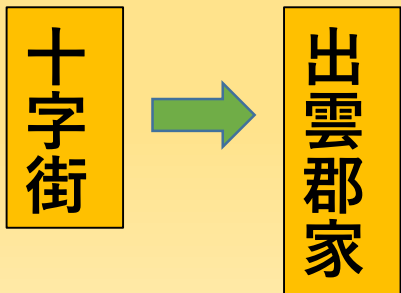
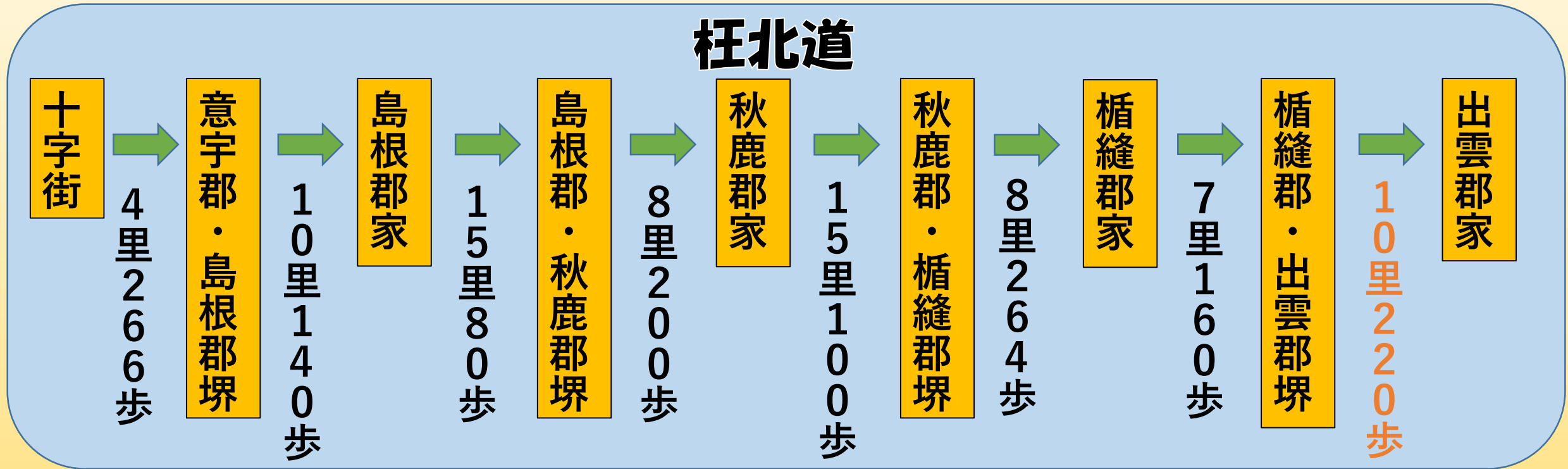
- ①14里220歩と②10里220歩をどう考えるか
- 同一経路であれば、距離は等しいはず。風土記が書き写されていく段階で、①・②のどちらかが誤写されたと考えられてきた。
- ②十里は①十四里の「四」が脱した可能性。
→②10里220歩を14里220歩と書き換える注釈書も。



検討の結果、①・②どちらも天平5年段階の『出雲国風土記』原本に存在したことがわかった。

枉北道の距離

- ②巻末の「枉北道」の総距離は「**99里110歩**」と記されている。



の距離をすべて足すと、**99里110歩**で
総距離と一致 = もともと**10里220歩**だった

不完全な風土記

- 「枉北道」の楯縫郡と出雲郡の郡堺～出雲郡家までの距離
①14里220歩と②10里220歩はどちらも原本に存在
『出雲国風土記』完成時点で不完全な記述
- 不完全だとしても、原本に存在した記述であれば修正するべきではない
→校訂・注釈本では細川家本のままとした

まとめーここまでわかった『出雲国風土記』ー

- ・堀坂山の記述は底本(細川家本)の通り解釈できる
安易に文字を改めるべきではない
- ・風土記は完成時点から不完全なものだった
「原本は完全なものだった」という前提を改める必要



『出雲国風土記』を読み解く

正倉を手がかりに

- 山国郷。郡家の東南32里230歩なり。布都努志命の国廻り坐しし時に、此処に来坐して詔りたまひしく、「是の土は止まず見まく欲し」と詔りたまひき。故、山国という。即ち正倉有り。

国内15箇所に正倉が存在

- 「正倉」から明らかにしたいこと
 - ① 出雲国がどのような歴史的状況にあったのか
 - ② 『出雲国風土記』はどのような性格の史料なのか

故云山国也即有正倉
之國廻り坐時未坐此處而詔是土者不止欲見詔
山國郷郡家東南卅二里二百卅歩布都努志命

正倉とは

- 「正倉」でイメージするもの
→ 東大寺正倉院。
- 東大寺正倉院の収納物
→ 聖武天皇ゆかりの工芸品など、宝物を中心に納められる。



風土記の正倉も同様に理解して
よいか？

古代のクラと正倉

- ・クラを表す語として「倉」のほかに「庫」や「蔵」がある
→ 収納物による使い分けが存在。「倉」は主にイネ・コメを納める
- ・イネ・コメは中央へ進上せず、それぞれの地域で消費されるのが基本
→ 「正倉」は各地域の役所にあるイネ・コメを納めるクラ

古代の「クラ」

倉

イネ・コメ

蔵

繊維製品
特産品

庫

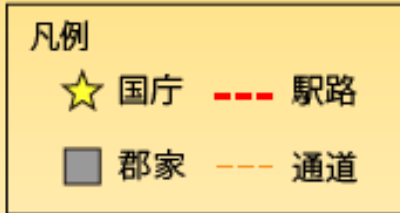
兵器・文書



正倉は律令国家の成立とともに出現
その弱体化とともに規模が縮小

古代国家のバロメーター

正倉の分布



郡名	正倉所在地	方位	里程 (里.步)
意宇郡	①山国郷	東南	32.230
	②舎人郷	正東	26.000
	③山代郷	西北	3.120
	④拝志郷	正西	21.210
	⑤賀茂神戸	東南	34.000
島根郡	⑥手染郷	正東	10.264
出雲郡	⑦漆治郷	正東	270
	⑧美談郷	正北	9.240
飯石郡	⑨三屋郷	東北	24.000
	⑩須佐郷	正西	19.000
	⑪来島郷	正南	41.000
仁多郡	⑫三沢郷	正南	25.000
	⑬横田郷	東南	21.000
	⑭通道		28.000
大原郡	⑮屋代郷	正北	10.116

正倉が記された風土記

- ・ 現存するほかの風土記（常陸・播磨・肥前・豊後）に正倉はまったく登場しない
- ・ 唯一、『陸奥国風土記』の逸文にみえる

八槻郷と名くる所以は、(中略)即ち正倉有り。

→ 『出雲国風土記』と酷似。疑わしい史料

➡ 本来正倉は、風土記に記載されるべきものではない

出雲国風土記に記載された理由とは？

天平5年(733)の出雲国

- 新羅との関係悪化により、**節度使**が山陰道を管轄
- 出雲国計会帳から、節度使と出雲国との具体的な文書のやり取りが判明
- 烽(とぶひ・のろし)の設置・兵士の勤務について指示

→当時の出雲国は**軍事体制下**

天平6年「出雲国計会帳」

四月

一、六日符志道〈出雲隠岐二国応置烽状〉

節度使の職務

- 軍糧となるイネを準備するよう(粃を造れ)指示されている
- 節度使は、各国のイネの場所を把握しておく必要があった
- 『出雲国風土記』に正倉が記されたのは、風土記が完成した天平5年(733)2月30日の出雲国が節度使体制下という特殊な状況だったため

※節度使は、天平6年4月21日に停止

軍事体制下であることを念頭に
風土記を読む必要がある

『続日本紀』天平4年(七三二) 8月壬辰条 (国立公文書館デジタルアーカイブ)

量便宜造粃焼鹽又築紫兵士課役並免其白丁
之一其兵器者脩舊物仍造勝載百石已上船又
充價速令填備又四道兵士者依令差點滿四分
所管諸国軍團幕釜有欠者割取今年應入京官
飼牛馬者不在禁限但西海道依恒法又節度使

正倉が存在しない郡

- すべての郡に正倉が記されているわけではなく、**秋鹿・楯縫・神門郡**には正倉が記されない

- それほど規模の大きくない秋鹿・楯縫郡はともかく、神門郡に正倉が存在しなかったとは考えがたい

神門郡域の三田谷 I 遺跡(出雲市上塩冶町)では正倉と思われる総柱建物群が確認されている

風土記の編纂方法

- 各郡からの報告（解）
- 産物について「秋鹿郡の如し」「楯縫郡の如し」という表現がみえる
→各郡が原稿を作成する際の基準
- 風土記編纂者の1人、秋鹿郡人神宅臣金太理

各郡の原稿提出

713年5月

風土記撰進命令

秋鹿郡

楯縫郡

神門郡

正倉なし

732年8月

節度使設置

出雲郡

飯石郡

仁多郡

大原郡

意宇郡

島根郡

正倉あり

733年2月

『出雲国風土記』完成

734年4月

節度使停止

風土記の編纂過程を意識する必要がある

山代郷正倉

山代郷。郡家の西北3里120歩なり。天下造らしし大神大穴持命の御子、山代日子命坐す。故、山代と云う。即ち**正倉**有り。

- 発掘調査で所在が明らかに。山代郷正倉跡（松江市大庭町）
- 南北200m、東西180mの空間に、**整然と配置**



それ以前のクラとの違い

正倉の配置

- なぜ交通路の近くに正倉が設置されたのか？
- 正倉は律令国家の象徴的な建造物。多くの人の目に留まる場所に置かれた

- 延暦14年(795)の法令(『類聚三代格』)

「正倉までの距離が長いと、百姓がイネを納めるのが大変なので、今後は便利な場所に置くようにせよ」

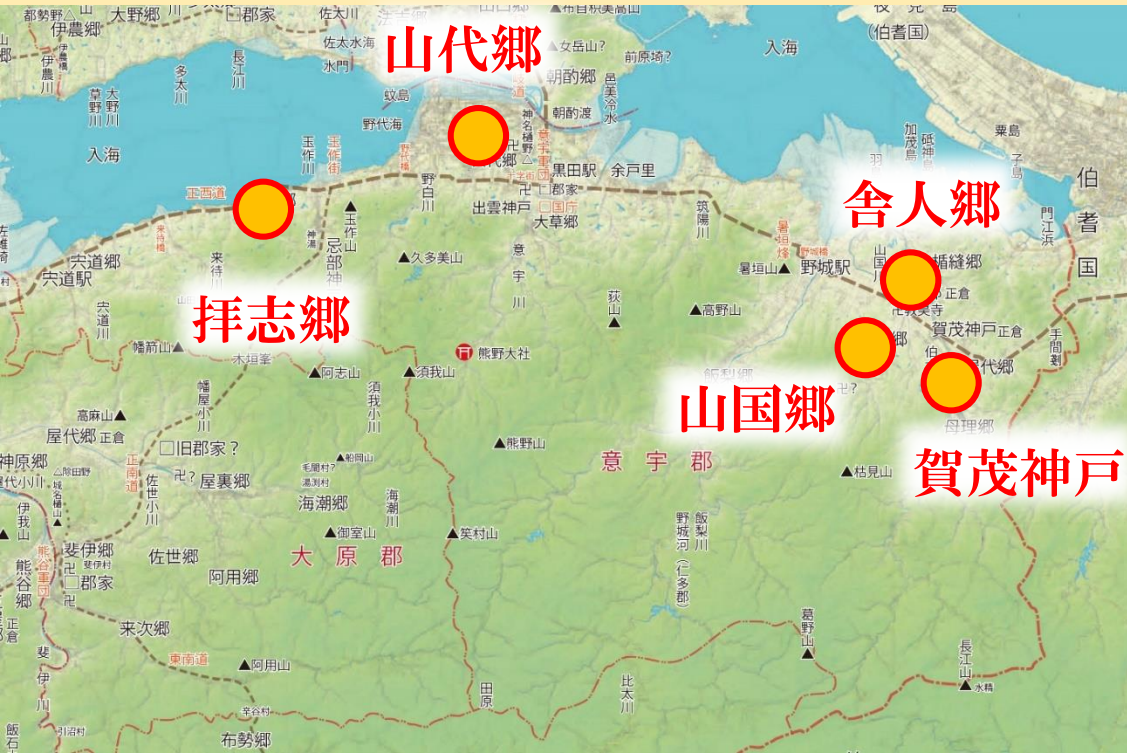
- イネを納めるのに便利のように、交通路の近くに正倉が設けられた



『類聚三代格』

(国立公文書館デジタルアーカイブ)

意宇郡の正倉



主政外少初位上勲業林臣

- 意宇郡の正倉は5カ所
- このうち、山国郷、山代郷には「新造院」という寺院が存在
- 新造院を造営した人物も記されており、山国郷は日置部根緒、山代郷は出雲臣弟山（のちの出雲国造）
- 寺院を造営できる人物は限られており、豪族層出身
- 揖志郷については、意宇郡の郡司に林臣が存在

➡ 正倉は、豪族層の本拠地に設置

豪族層と正倉

- 天平勝宝元年(749)の法令(『延暦交替式』)

諸国は正倉を作らず、村里にある倉を借用して穀物を収納している。今後はそのようなことを禁止する。

→何らかの倉を借りて穀物を納めている

- 諸国の財政帳簿には「借倉」が頻出

→借倉とは、おそらく豪族層が所持しているもの

郡内の正倉配置は、豪族層の力関係に左右される

まとめ①ー風土記からみた出雲国の正倉ー

- ・多くの正倉はイネの貢納に便利のように**交通路に近接**して設置
- ・郡内の**豪族の本拠地**に分散して置かれた

→正倉は本来国司が管理するものだが、
豪族に依存する側面もあった



まとめ②ー正倉から見た『出雲国風土記』ー

- ・風土記の空間認識
交通路を基準とした方位記載
- ・風土記の編纂過程
原稿の提出に郡ごとのばらつき
それにより、記載内容も変化
- ・節度使体制下を反映した記載がみられる
正倉の配置を正確に把握するための**行政文書**

対談 1

行政文書としての『出雲国風土記』

国司の影響がうかがえる部分は？



卷末 軍防記載

軍團

烽 とぶひ

戌 まもり

里至國西堺

園阜宇軍團即屬郡家熊谷軍團飯石郡家
東北廿九里一百八十步神門軍團郡家
正東七里馬見烽出雲郡家西北三十二里二百
卅步上掠燠神門郡家烽或東南四里多天志烽
出雲家北一十三里卅步布目美烽嶋根郡
家正南七里二百一十里暑恒烽高宇郡家正東
廿里八十步宅波式門郡家西南卅一里

瀬埼式嶋根郡家東北一十九里一百八十步

天平五年二月卅日勅造秋鹿郡人神宅臣

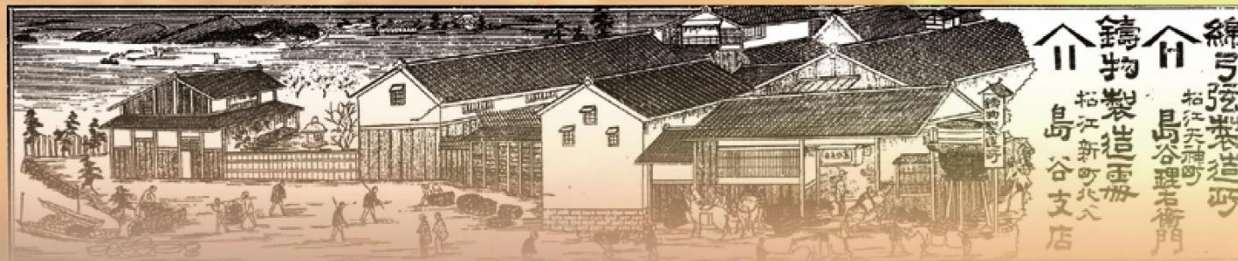
金太理

國造帶意字郡大領外正六位上勲業出雲臣
廣嶋

対談 2

『出雲国風土記』

編者とされる、出雲国造出雲臣広島
と国司の関係は？



卷末 日付

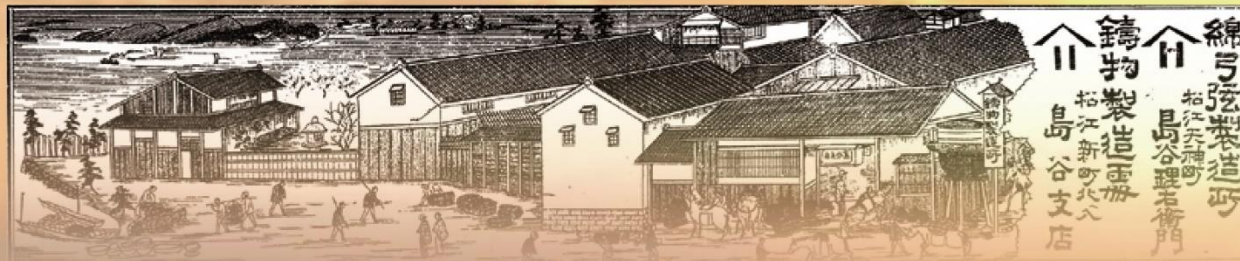
- 『出雲国風土記』 卷末には天平5年2月30日の日付あり
- 出雲国造神賀詞奏上は2月に行われることが多い
 - 神賀詞奏上に関連する日付と理解

天平五年二月卅日勅造秋鹿郡人神宅臣
金太理
國造帶意字郡大領外正六位上勲業出雲臣
廣嶋

対談 3

『出雲国風土記』

現存する写本の内容をどう考えるか？



郡司 署名

天平8年摂津国正税帳 日根郡

郡司
擬主帳外従八位下日根造

天平5年出雲国風土記 意宇郡

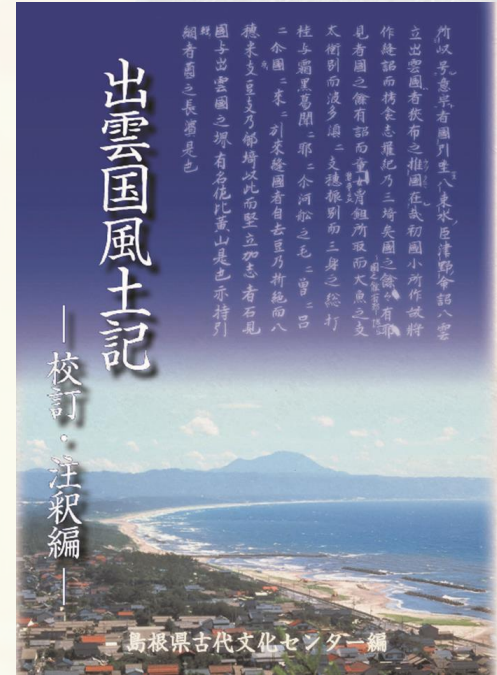
郡主司主帳无位海臣无位
少領従七位上勲業出雲
主政外少初位上勲業林臣
概主政无位出雲臣

古代文化センター本

対談 4

古代文化センター編

『出雲国風土記 校訂・注釈編』 を用いた研究のこれから



島根郡 郡司

郡司主帳無位出雲臣
大領外正六位下社部臣
少領外從六位上社接石若
主政從六位下勲業蝮朝臣

古代文化センター本

郡司主帳無位出雲臣
大領外正六位下社部臣
少領外從一位上社接石若
主政從一位下勲業蝮朝臣

倉野家本

郡司主帳無位出雲臣
大領外正六位下社部臣
少領外從八位上社接石若
主政從八位下勲十二等蝮朝臣

校訂注釈編

※少領は任官時に外從八位下が与えられる